## 「紙巻たばこに係るたばこ税の税率引上げ」について

## ● 税率引上げについて

たばこ税関係法令の改正により、紙巻たばこに係るたばこ税及びたばこ特別税並びに道府県たばこ税及び市町村たばこ税(以下、 これらを総称して「たばこ税」といいます。)の税率が引き上げられました。

平成 30 年度(2018年度)から引き上げが実施され、激変緩和の観点から経過措置が講じられ、3 段階で税率改正が実施されました。

			É	H29.4.1 (2017)	H30.4.1 (2018)	H30.10.1 (2018)	R元.10.1 (2019)	R2.10.1 (2020)	R3.10.1 (2021)
期間		至	H30.3.31 (2018)	H30.9.30 (2018)	R元.9.30 (2019)	R2.9.30 (2020)	R3.9.30 (2021)	以降	
一般分	国たばこ称 (たばこ特別税:			6,122 円	6,122 円	6,622 円	6,622 円	7,122 円	7,622 円
	地方たばこ税			6,122 円	6,122 円	6,622 円	6,622 円	7,122 円	7,622 円
	道府		県	860円	860円	930円	930円	1,000円	1,070円
		市町村		5,262 円	5,262 円	5,692 円	5,692 円	6,122 円	6,552 円
旧3級品	国たばこ税 (たばこ特別税含む)			3,906 円	4,656 円	4,656 円	6,622 円	7,122 円	7,622 円
		地方たばこ	二税	3,906 円	4,656 円	4,656 円	6,622 円	7,122 円	7,622 円
		道府県		551円	656円	656円	930円	1,000円	1,070円
		市町	村	3,355 円	4,000 円	4,000 円	5,692 円	6,122 円	6,552 円

(※紙巻たばこ三級品の銘柄:わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ、バイオレット)